

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和 6年11月 1日

株式会社シヨーマンの一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧を行います

株式会社シヨーマンから一般廃棄物処理施設の設置許可申請書と周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書が提出されました。そこで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項の規定により、この申請書と調査結果書の縦覧を行います。

なお、この廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

1 事業概要

- (1) 申請者 株式会社シヨーマン
- (2) 申請地 久喜市河原井町26番及び27番
- (3) 施設の種類 破砕施設 1基、焼却施設 2基
- (4) 施設の能力
破砕施設 39.50t/日(10時間)
焼却施設 160.00t/日(24時間) ※80.00t/日×2基
- (5) 処理品目
【破砕施設】
家庭系及び事業系一般廃棄物(不燃物を含む。)
【焼却施設】
家庭系及び事業系一般廃棄物、感染性一般廃棄物、し尿処理汚泥

2 縦覧期間及び時間

令和6年11月5日（火）から令和6年12月4日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

午前9時から午後4時30分まで

3 縦覧場所

○埼玉県環境部資源循環推進課

（さいたま市浦和区高砂3-15-1）

○埼玉県東部環境管理事務所

（北葛飾郡杉戸町清地5-4-10）

○久喜市環境経済部環境課（久喜市菖蒲行政センター）

（久喜市菖蒲町新堀38番地）

○白岡市生活経済部環境課（白岡市役所）

（白岡市千駄野432番地）

4 意見書

（1）利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地から、意見書を提出することができます。

※意見書の様式は各縦覧場所に備え付けられています。

（2）意見書を提出できる期間

令和6年11月5日（火）から令和6年12月18日（水）まで

（3）意見書の提出先、提出期限等

ア 使用する言語 日本語

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出先 〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地5-4-10
埼玉県東部環境管理事務所（廃棄物・残土対策担当）

エ 提出期限

持参の場合は、（2）の提出期間の最終日（12月18日）の午後5時

15分までに、ウの事務所に提出してください。

郵送の場合は、提出期間の最終日の消印まで有効とします。

5 問合せ先

環境部 資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当 小西、風間

直通 048-830-3106

代表 048-824-2111（内線4206）

E-mail a3100-06@pref.saitama.lg.jp